

第 1 種 法 令

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律に関する課目

試験が始まる前に、このページの記載事項をよく読んでください。裏面以降の試験問題は、指示があるまで見てはいけません。

1 試験時間：15:30～16:45（1 時間 15 分）

2 問題数：30 題（17 ページ）

3 注意事項：

- ① 机の上に出してよいものは、受験票、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）、鉛筆削り、消しゴム、時計（計算機能・通信機能・辞書機能等の付いた時計は不可）に限ります。
- ② 計算機（電卓）、定規及び下敷きの使用は認めません。
- ③ 不正行為等を防止するため、携帯電話等の通信機器は、必ず、電源を切ってカバン等の中にしまってください。
- ④ 問題用紙の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁又は解答用紙の汚れなどに気付いた場合は、手を挙げて試験監督員に知らせてください。なお、試験問題の内容に関する質問にはお答えできません。
- ⑤ 試験終了の合図があったら、ただちに筆記用具を置いてください。
なお、試験監督員が解答用紙を集め終わるまで、席を離れてはいけません。
- ⑥ 問題用紙は持ち帰って結構です。
- ⑦ 不正行為を行った者は、受験資格を失ったものとみなし、試験室からの退出を命じます。また、試験終了後に不正行為を行ったことが発覚した場合、試験実施時にさかのぼり受験資格を失ったものとみなします。

4 解答用紙（マークシート）の取扱いについて：

- ① 解答用紙を折り曲げたり汚したりしないでください。また、所定の欄以外の余白には、何も記入しないでください。
- ② 筆記用具は、鉛筆又はシャープペンシル（H B 又は B）を使用してください。また、記入を訂正する場合は、消しゴムできれいに消してください。
- ③ 解答用紙の所定の欄に氏名・受験地・受験番号を忘れずに記入してください。特に、受験番号は受験票と照合して間違えないよう記入してください。
- ④ 解答は、1 つの問い合わせに対して、1 つだけ選択（マーク）してください。2 つ以上選択している場合は、採点されません。

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下「放射線障害防止法」という。）及び関係法令について解答せよ。ただし、問題文の『 』内の文章は、放射線障害防止法又は関係法令の条文を示し、項数は算用数字、号数は()つきの算用数字で表す。条文は間に応じて上下を左右などにおきかえ、また、一部を省略して示す。

次の各問について、1から5までの5つの選択肢のうち、適切な答えを1つだけ選び、注意事項に従って解答用紙に記入せよ。

問1 使用の許可に関する次の文章の[A]～[C]に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条 放射性同位元素であってその種類若しくは密封の有無に応じて政令で定める数量を超えるもの又は放射線発生装置の使用 ([A] (放射性同位元素を[A]する場合に限る。)、詰替え (放射性同位元素の詰替えをする場合に限り、[B]のための詰替えを除く。) 及び装備 ([C]に放射性同位元素を装備する場合に限る。) をしようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。』

- | A | B | C |
|------|----|-------------|
| 1 製造 | 運搬 | 放射性同位元素装備機器 |
| 2 製造 | 廃棄 | 放射性同位元素装備機器 |
| 3 製造 | 運搬 | 表示付認証機器 |
| 4 輸入 | 廃棄 | 放射性同位元素装備機器 |
| 5 輸入 | 運搬 | 表示付認証機器 |

問2 使用の許可又は届出に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。なお、セシウム 137 の下限数量は、10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。また、密封されたセシウム 137 が製造されたのは、平成 30 年 4 月 1 日とする。

- A 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を 3 個で 1 組として装備し、通常その 1 組をもって照射する機構を有する照射装置のみ 1 台を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
 - B 1 個当たりの数量が、370 キロベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置のみ 1 台を使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - C 1 個当たりの数量が、3.7 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した表示付認証機器のみ 10 台を認証条件に従って使用しようとする者は、あらかじめ、原子力規制委員会に届け出なければならない。
 - D 1 個当たりの数量が、37 メガベクレルの密封されたセシウム 137 を装備した照射装置のみ 1 台を使用しようとする者は、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。
- 1 ABCのみ 2 ABDのみ 3 ACDのみ 4 BCDのみ 5 ABCDすべて

問3 密封された放射性同位元素の使用の届出に関する次の文章の〔A〕～〔D〕に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第3条 法第3条の2第1項の規定による使用の届出は、別記様式第2の届書により、しなければならない。』

2 前項の届書には、令第4条第2項の規定により、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 予定使用開始時期及び予定使用期間を記載した書面

(2) 〔A〕の場所及び廃棄の場所の状況、〔B〕、標識を付する箇所並びに密封された放射性同位元素の使用をしようとする者にあっては〔C〕を示し、かつ、〔D〕平面図

(3) 〔C〕の遮蔽壁その他の遮蔽物が第14条の9第3号に規定する能力を有するものであることを示す書面及び図面』

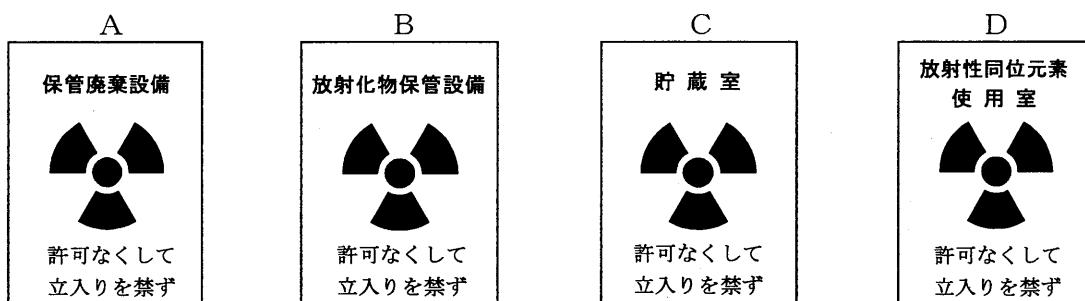
	A	B	C	D
1 使用	管理区域	使用施設	事業所内外の	
2 保管	管理区域	貯蔵施設	事業所内外の	
3 使用	管理区域	貯蔵施設	縮尺及び方位を付けた	
4 保管	居住区域	使用施設	縮尺及び方位を付けた	
5 使用	居住区域	貯蔵施設	事業所内外の	

問4 次のうち、放射性同位元素を業として賃貸しようとする者（表示付特定認証機器のみを業として賃貸する者を除く。）が、原子力規制委員会への届書に添えなければならない書類として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 法人にあっては、登記事項証明書
- B 放射線障害を防止するために講ずる措置を記載した書面
- C 賃貸の業を適確に遂行するに足りる経理的基礎を有することを明らかにする書面
- D 予定事業開始時期、予定事業期間及び放射性同位元素の種類ごとの最大賃貸予定数量（予定事業期間中の任意の時点において現に賃貸していることが予定される数量のうち最大のもの）を記載した書面

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問5 次の標識のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。ただし、この場合、放射能標識は工業標準化法の日本工業規格によるものとし、その大きさは放射線障害防止法上で定めるものとする。



1 A B Cのみ 2 A Bのみ 3 A Dのみ 4 C Dのみ 5 B C Dのみ

問6 使用施設の技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室には、洗浄設備及び更衣設備を設け、汚染の検査のための放射線測定器及び汚染の除去に必要な器材を備えること。
- B 作業室に設けるフード、グローブボックス等の気体状の放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物の広がりを防止する装置は、排気設備に連結すること。
- C 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分の表面は、平滑であり、気体又は液体が浸透しにくく、かつ、腐食しにくい材料で仕上げること。
- D 作業室の内部の壁、床その他放射性同位元素によって汚染されるおそれのある部分は、突起物、くぼみ及び仕上材の目地等のすきまの少ない構造とすること。

1 ABCのみ 2 ABのみ 3 ADのみ 4 CDのみ 5 BCDのみ

問7 貯蔵施設に備えるべき、放射性同位元素を入れる容器に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 容器の外における空気を汚染するおそれのある放射性同位元素を入れる容器は、気密な構造とすること。
- B 液体状の放射性同位元素を入れる容器は、液体がこぼれにくい構造とし、かつ、液体が浸透しにくい材料を用いること。
- C 不燃性の構造とすること。
- D 容器のふた等には、かぎその他の閉鎖のための器具を設けること。

1 ACDのみ 2 ABのみ 3 ACのみ 4 BDのみ 5 BCDのみ

問8 廃棄施設の基準に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第14条の11

(4) 放射線発生装置の使用に係る [A] は、当該放射線発生装置の [B] 期間（当該放射線発生装置の使用をする室内に人がみだりに入ることを防止する [C] を設ける場合にあっては、当該 [C] により人を立ち入らせないこととしている期間を除く。）における当該放射線発生装置の使用をする [D] において、当該放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素の濃度を原子力規制委員会が定める濃度限度以下とする能力を有すること。』

	A	B	C	D
1	排気設備	運転を停止している	インターロック	室内の空気中
2	排気設備	運転中の	自動表示灯	室内の空気中
3	排気監視設備	運転中の	インターロック	室内の空気中
4	排気設備	運転を停止している	自動表示灯	施設の排気口
5	排気監視設備	運転を停止している	インターロック	施設の排気口

問9 次のうち、放射性同位元素のみを使用する許可使用者に交付される許可証に記載される事項について、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- B 貯蔵施設の貯蔵能力
- C 使用の方法
- D 許可の条件

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 10 次の密封された放射性同位元素の使用の目的のうち、あらかじめ、その旨を原子力規制委員会に届け出ることにより、許可使用者が一時的に使用の場所を変更して使用できる場合として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A ガスクロマトグラフによる空気中の有害物質等の質量の調査
- B ガンマ線厚さ計による物質の厚さの調査
- C 蛍光エックス線分析装置による物質の組成の調査
- D 中性子水分計による土壌中の水分の質量の調査

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 11 1個当たりの数量が 7.4 ギガベクレルの密封されたプロメチウム 147 を装備した厚さ計のみ 3 台を使用している者が、装置の経年劣化により、その 3 台を同じ使用の目的で 1 個当たりの数量が 18.5 ギガベクレルの密封されたクリプトン 85 を装備した厚さ計 3 台に同時更新し、使用することとなった。この場合に、あらかじめ、原子力規制委員会に対してとるべき手続きに関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものはどれか。なお、プロメチウム 147 の下限数量は 10 メガベクレル、クリプトン 85 の下限数量は 10 キロベクレルであり、かつ、その濃度は、原子力規制委員会の定める濃度を超えるものとする。

- 1 届出使用に係る変更の届出をしなければならない。
- 2 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出をしなければならない。
- 3 許可使用に係る変更許可申請をしなければならない。
- 4 許可使用に係る軽微な変更の届出をしなければならない。
- 5 許可使用に係る申請をしなければならない。

問 12 許可使用者が行う使用施設等の変更に関する次の記述のうち、原子力規制委員会の許可を受けなければならない場合として、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 数量が 3 テラベクレルを超えない密封された放射性同位元素を非破壊検査の目的のため、事業所の外において一時的に使用の場所を変更して使用する場合
- B 容量が 20 立方メートルの鉄筋コンクリート製の排水浄化槽を、同じ容量のステンレス製の排水浄化槽に変更する場合
- C 事業所内にある独立した 2 つの廃棄施設のうち、一方の廃棄施設のみを廃止する場合
- D 放射線発生装置 3 台のうち、1 台の使用の目的を変更する場合

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 13 許可使用者の変更の手続きと許可証に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 許可使用に係る変更の許可の申請により、使用の場所の変更をしようとするときは、その変更の許可の申請の際に、許可証を原子力規制委員会に提出しなければならない。
- B 法人の代表者の氏名を変更したときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- C 許可使用に係る使用の場所の一時的変更の届出により、密封された放射性同位元素を、地下検層のため一時的に事業所外で使用するため、使用の場所を変更しようとするときは、その変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。
- D 氏名若しくは名称又は住所の変更をしたときは、許可使用に係る氏名等の変更の届出の際に、許可証を原子力規制委員会に提出し、訂正を受けなければならない。

1 A B C のみ 2 A B のみ 3 A D のみ 4 C D のみ 5 B C D のみ

問 14 次のうち、放射性同位元素装備機器を製造し、設計認証を受けようとする者が、原子力規制委員会又は登録認証機関に提出しなければならない申請書に記載する事項として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素装備機器の名称及び用途
- B 放射性同位元素装備機器の保管を委託する者の氏名又は名称
- C 放射性同位元素装備機器に装備する放射性同位元素の種類及び数量
- D 放射性同位元素装備機器の廃棄の方法

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 15 特定許可使用者又は許可廃棄業者の区分に応じ、設置時施設検査に合格した日から次の定期検査を受けるまでの期間に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 密封されていない放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- B 放射性汚染物を取り扱う許可廃棄業者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- C 密封された放射性同位元素のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。
- D 放射線発生装置のみを使用する特定許可使用者は、5年以内に定期検査を受けなければならない。

1 AとB 2 AとC 3 BとC 4 BとD 5 CとD

問 16 使用施設等の基準適合義務に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第13条

2 届出使用者は、その [A] 施設の [B]、構造及び設備を原子力規制委員会規則で定める技術上の基準に適合するように [C] しなければならない。』

	A	B	C
1	使用	場所	使用
2	廃棄	材料	変更
3	貯蔵	位置	維持
4	廃棄物詰替	遮蔽壁	検査
5	廃棄物貯蔵	柵	設置

問 17 密封されていない放射性同位元素の使用の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 作業室においては、作業衣、保護具等を着用して作業し、これらを着用してみだりに作業室から退出しないこと。
- B 作業室から退出するときは、人体及び作業衣、履物、保護具等人体に着用している物の表面の放射性同位元素による汚染を検査し、かつ、その汚染を除去すること。
- C 放射性汚染物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の100分の1を超えているものは、みだりに管理区域から持ち出さないこと。
- D 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度の10分の1を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さないこと。

- 1 AとB 2 AとC 3 AとD 4 BとC 5 BとD

問 18 陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量に関する次の文章の [A]～[C] に該当する数字又は語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 16 条の 2 規則第 15 条第 1 項第 10 号の 2 に規定する陽電子断層撮影用放射性同位元素の種類及び数量は、次の表の左欄に掲げる種類に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる数量とする。

種類	数量
炭素 11	[A] テラベクレル
B	1 テラベクレル
酸素 15	1 テラベクレル
C	5 テラベクレル

』

	A	B	C
1	1	ふつ素 18	窒素 13
2	5	ふつ素 18	窒素 13
3	5	窒素 13	ふつ素 18
4	3	窒素 13	ふつ素 18
5	1	窒素 13	ふつ素 18

問 19 A型輸送物に係る技術上の基準に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 周囲の圧力を60キロパスカルとした場合に、放射性同位元素の漏えいがないこと。
- B 表面における1センチメートル線量当量率の最大値が5マイクロシーベルト毎時を超えないこと。
- C 外接する直方体の各辺が10センチメートル以上であること。
- D 表面の放射性同位元素の密度が輸送物表面密度の10分の1を超えないこと。

1 A と B 2 A と C 3 B と C 4 B と D 5 C と D

問 20 実効線量及び等価線量の算定に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。ただし、中性子線による被ばくはないものとする。

- A 妊娠中である女子の腹部表面の等価線量は、1センチメートル線量当量とすること。
- B 内部被ばくによる実効線量は、吸入摂取又は経口摂取した放射性同位元素の排泄量と実効線量係数の積により算出したものとすること。
- C 眼の水晶体の等価線量は、1センチメートル線量当量又は70マイクロメートル線量当量のうち、適切な方とすること。
- D 皮膚の等価線量は、70マイクロメートル線量当量とすること。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問 21 放射線障害予防規程に定める事項に関する次の文章の [A] ~ [C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第21条

- (2) [A] の代理者に関すること。
- (3) [B] の維持及び管理(第22条の3第1項の規定により管理区域でないものとみなされる区域に立ち入る者の立入りの管理を含む。)並びに [B] (届出使用者が密封された放射性同位元素の使用をし、又は密封された放射性同位元素若しくは放射性同位元素によって汚染された物の廃棄をする場合にあっては、管理区域) の [C] に関すること。』

	A	B	C
1 放射線取扱主任者	放射線施設	測定	
2 放射線管理責任者	使用の場所	点検	
3 放射線取扱主任者	放射線施設	点検	
4 放射線管理責任者	放射線施設	測定	
5 放射線取扱主任者	使用の場所	測定	

問 22 教育及び訓練に関する次の文章の [A]～[C] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第22条 許可届出使用者及び許可廃棄業者は、使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設 [A] 者に対し、原子力規制委員会規則で定めるところにより、[B] の周知その他を図るほか、[C] ために必要な教育及び訓練を施さなければならない。』

[A]	[B]	[C]
1 に立ち入る	放射線障害予防規程	公共の安全を図る
2 で取り扱う	放射性同位元素等の取扱い	放射線障害を防止する
3 に立ち入る	放射性同位元素等の取扱い	公共の安全を図る
4 に立ち入る	放射線障害予防規程	放射線障害を防止する
5 で取り扱う	放射線障害予防規程	放射線障害を防止する

問 23 放射線業務従事者に対し、初めて管理区域に立ち入る前に行う健康診断の方法としての検査又は検診のうち、医師が必要と認める場合に限り行う部位又は項目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、次のうちどれか。

- A 皮膚
B 甲状腺
C 末梢血液中の血色素量又はヘマトクリット値、赤血球数、白血球数及び白血球百分率
D 眼
- 1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問24 次のうち、密封されていない放射性同位元素のみを使用する許可使用者が、備えるべき帳簿に記載しなければならない事項の細目として、放射線障害防止法上定められているものの組合せはどれか。

- A 受入れ又は払出しに係る放射性同位元素等の種類及び数量
- B 使用（詰替えを除く。）に係る放射性同位元素の種類及び数量
- C 放射性同位元素の保管の委託の年月日、期間及び委託先の氏名又は名称
- D 工場又は事業所の外における放射性同位元素等の運搬の年月日、方法及び荷受人又は荷送人の氏名又は名称並びに運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

1 A B Cのみ 2 A B Dのみ 3 A C Dのみ 4 B C Dのみ 5 A B C Dすべて

問25 所持の制限に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 放射性同位元素のみを使用している許可使用者は、その許可に係る放射性同位元素のすべての使用を廃止する日に所持している放射性同位元素を届け出る廃止措置計画に定める計画期間である3月間所持することができる。
- B 届出賃貸業者から放射性同位元素の運搬を委託された者は、その委託を受けた放射性同位元素を所持することができる。
- C 届出販売業者は、その届け出た種類の放射性同位元素を販売のために所持することができる。
- D 届出使用者は、その届け出た種類の放射性同位元素をその届け出た貯蔵施設の貯蔵能力の範囲内で所持することができる。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 A Cのみ 4 B Dのみ 5 B C Dのみ

問 26 事故等の報告に関する次の文章の [A]～[D] に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第 28 条の 3

(7) 放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、[A] その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあつたときであつて、当該被ばくに係る [B] が放射線業務従事者（廃棄に従事する者を含む。）にあつては [C] ミリシーベルト、放射線業務従事者以外の者にあつては [D] ミリシーベルトを超える、又は超えるおそれがあるとき。』

	A	B	C	D
1	運搬	等価線量	10	1
2	廃棄	実効線量	5	0.5
3	廃棄	等価線量	10	1
4	運搬	実効線量	10	1
5	運搬	等価線量	5	0.5

問 27 放射線取扱主任者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 10 テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを診療のために使用するときは、放射線取扱主任者として放射線取扱主任者免状を有していない診療放射線技師を選任することができる。
- B 表示付認証機器のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者の選任を要しない。
- C 185 ギガベクレルの密封されていない放射性同位元素のみを業として販売するときは、放射線取扱主任者として第 3 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任することができる。
- D 放射線発生装置のみを研究のために使用するときは、放射線取扱主任者として第 1 種放射線取扱主任者免状を有している者を選任しなければならない。

1 ABC のみ 2 AB のみ 3 AD のみ 4 CD のみ 5 BCD のみ

問28 放射線取扱主任者の義務等に関する次の文章の A ~ C に該当する語句について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第36条 放射線取扱主任者は、 A にその職務を遂行しなければならない。』

- 2 使用施設、廃棄物詰替施設、貯蔵施設、廃棄物貯蔵施設又は廃棄施設に B は、放射線取扱主任者がこの法律若しくはこの法律に基づく命令又は放射線障害予防規程の実施を確保するために指示に従わなければならぬ。
- 3 前項に定めるもののほか、許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者は、放射線障害の防止に関し、放射線取扱主任者の C ならない。』

A

B

C

1 確実	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	指示に従わなければ
2 正確	立ち入る放射線業務従事者	指示に従わなければ
3 誠実	立ち入る者	意見を尊重しなければ
4 確実	立ち入る者	意見を尊重しなければ
5 誠実	立ち入る者及び使用者等から運搬を委託された者	意見を尊重しなければ

問29 1個当たりの数量が5テラベクレルの密封された放射性同位元素のみを使用している届出使用者において、放射線取扱主任者が海外出張することになった。当該放射線取扱主任者がその職務を行うことができないが、この間も放射性同位元素を継続して使用することとした。この出張期間中における放射線取扱主任者の代理者の選任に関する次の記述のうち、放射線障害防止法上正しいものの組合せはどれか。

- A 出張の期間が20日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任したが、原子力規制委員会にその旨の届出は行わなかった。
- B 出張の期間が45日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の20日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- C 出張の期間が90日間であったので、放射線取扱主任者の代理者を選任し、選任した日の40日後に原子力規制委員会にその旨の届出を行った。
- D 出張の期間が5日間であったので、放射線取扱主任者の代理者の選任は行わなかった。

1 A C Dのみ 2 A Bのみ 3 B Cのみ 4 Dのみ 5 A B C Dすべて

問30 実効線量限度に関する次の文章の [A]～[D] に該当する数値について、放射線障害防止法上定められているものの組合せは、下記の選択肢のうちどれか。

『第5条 規則第1条第10号に規定する放射線業務従事者の一定期間内における線量限度は、次のとおりとする。

- (1) 平成13年4月1日以後5年ごとに区分した各期間につき [A] ミリシーベルト
- (2) 4月1日を始期とする1年間につき [B] ミリシーベルト
- (3) 女子（妊娠不能と診断された者、妊娠の意思のない旨を許可届出使用者又は許可廃棄業者に書面で申し出た者及び次号に規定する者を除く。）については、前2号に規定するほか、4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期とする各3月間につき [C] ミリシーベルト
- (4) 妊娠中である女子については、第1号及び第2号に規定するほか、本人の申出等により許可届出使用者又は許可廃棄業者が妊娠の事実を知ったときから出産までの間につき、人体内部に摂取した放射性同位元素からの放射線に被ばくすることについて [D] ミリシーベルト』

	A	B	C	D
1	100	50	5	2
2	250	100	10	2
3	250	50	5	1
4	100	10	5	2
5	100	50	5	1

